

### 3. 小型自動車競走の管理の要領

**制定** 平成20年4月1日（平成20年4月1日・平成20・04・01製第10号認可）

**改正** 平成25年3月19日（平成25年3月19日・平成24年度第12回理事会）

〃 平成29年7月19日（平成29年7月19日・20170712製第6号認可）

## 小型自動車競走の管理の要領

公益財団法人 J K A（以下「本財団」という。）は、小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項及び小型自動車競走法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 98 号）第 38 条並びに本財団が定めた小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程（平成 20 年 4 月 1 日平成 20・04・01 製第 9 号。以下「業務規程」という。）第 131 条の規定に基づき、法第 42 条第 1 項の指定を受けた法人（以下「競走実施法人」という。）が小型自動車競走施行者から委託を受けて行う小型自動車競走の実施に関する事務のうち、管理の要領をここに定める。

なお、本要領は、「小型自動車競走実施規則（例）（統一運用指針第 5 号）」（以下「実施規則」という。）に基づくものであるので、当該小型自動車競走施行者の定める小型自動車競走実施規則の条項と本要領における引用条項に相違がある場合は、読み替えるものとする。

## 目 次

第 1 章 執務の方針	3- 2
第 2 章 出場選手の出場資格の確認、健康状態その他出場適性の 検査及び確認	3- 3
第 1 節 出場選手の出場資格の確認	3- 3
第 2 節 前日検査	3- 5
第 3 節 当日検査	3- 5
第 4 節 出場選手の出場適性の確認	3- 6
第 3 章 競走に出場する選手及び競走車の確定	3- 6
第 4 章 出場停止及び出場取消し	3- 7

第5章 競走開催中の競走路の保全	3- 8
第6章 出場選手の救護	3- 9
第7章 出場選手の取締り	3- 9
第1節 競走場における取締り	3-10
第2節 宿舎における取締り	3-10
第3節 不正の排除及び事故防止	3-11
第4節 附帯する業務	3-12
第8章 出場選手の保護管理	3-13
第1節 競走場における保護管理	3-13
第2節 宿舎における保護管理	3-14
第9章 管理業務を行うため必要な器材設備の整備及び保管	3-15
別紙1 出場選手の身体検査要領	3-16
別紙2 ヘルメット検査基準	3-18
別紙3 練習管理員サービス要領	3-20
別紙4 宿舎管理員サービス要領	3-21
様式1 参加選手受付簿	3-22
様式2 選手の前日検査及び当日検査の 合格並びに出場適性の確認名簿	3-23

## 第1章 執務の方針

管理委員及び係員は、競走の公正安全、事故の防止及び小型自動車競走に参加する選手を保護しその安全を図り選手を最善の状態で競走に出場させるように努める。

## 第2章 出場選手の出場資格の確認、 健康状態その他出場適性の検査及び確認

管理委員は、係員を指揮統制して当該小型自動車競走施行者の定める小型自動車競走実施規則により、出場選手の出場資格の確認、健康状態その他出場適性の検査及び確認を行う。

### 第1節 出場選手の出場資格の確認

実施規則第35条の規定に基づき、出場選手の出場資格の確認を行う。

(20.4.1)

#### 1 参加選手の受付

参加選手の受付は、様式1の「参加選手受付簿」により行い、原則として午前10時に開始し、午後1時に締め切る。

ただし、選手がやむを得ない理由により指定時刻に遅れて到着したときは、受け付けることができる。

(20.4.1)

#### 2 出場資格の確認

受付を行った後、実施規則第35条第1項に定める携帯品を点検し、次の項目に基づいて出場資格の確認を行う。

(20.4.1)

(1) 本人が小型自動車競走審判員、選手および小型自動車登録規則（昭和32年通商産業省令第41号）に基づき、本財団に登録された選手であること。

(20.4.1)

(2) 本人が当該小型自動車競走に出場することを契約した選手であること。  
この場合、携帯品に不足又は事故があるときは、事情を聴取して適切な措置をとる。

#### 3 遅延選手に対する措置

選手が、次の各号のいずれかにより、指定時刻に遅れて到着することを、第1項に規定する受付の締め切り時刻までに届け出た場合は、その理由、到着予定時刻及び参加経路等を十分確認した上で、出場に支障がないことが確実

なものに限り、承認することとし、必要があるときは、当該選手に対して適切な指示を与える。

(20.4.1)

(1) 公的理由による場合。(小型自動車競走運営に関する会議等又は公民権行使上必要なとき。)

(20.4.1)

(2) 前回出場していた小型自動車競走が順延し、受付の締切時刻に間に合わない場合。

(3) 天災地変又は交通機関の事故による場合。

(20.4.1)

(4) 追加あっせんによる場合。

(5) その他やむを得ない場合。

(20.4.1)

なお、上記各号中追加あっせんによる場合を除いて、当日又はその後その理由を証明するに足る書類を提出させること。

(20.4.1)

#### 4 不参加選手に対する措置

(1) 選手が不参加の届出をしたときは、その事情を調査する。

(15.3.24)

(2) 選手が定められた時刻までに不参加の届出をせずに集合しなかった場合は、無届けによる不参加として取り扱う。

ただし、選手が届出をせずに、指定時刻に遅れて到着した場合であっても、その理由が正当でやむを得ないものと認めたときは、無届けによる不参加として取り扱わない。

なお、無届けによる不参加の選手があった場合は、事情を聴取し、その実情を把握する。

(20.4.1)

#### 5 関係委員に対する通報

参加選手の出場資格の確認の結果及び遅延選手、不参加選手の有無について関係委員に通報する。

## 第2節 前日検査

実施規則第36条第1項第1号の規定に基づき、次により選手の前日検査を行う。

(20.4.1)

### 1 健康状態の検査

前日検査における健康状態の検査は、別紙1の「出場選手の身体検査要領」に基づいて行い、選手の出場の適否を判定する。

(20.4.1)

### 2 その他出場適性の検査

当該小型自動車競走より以前に出場した小型自動車競走における不適正な競走、制裁等の処分、その他競走の公正安全を阻害するおそれのある事実、状況等について調査、検討し、出場の適否を判定する。

### 3 前日検査の合格者に対する選手参加章の交付並びに合格者名簿への記入

前日検査に合格した選手について、選手参加章を交付するとともに、様式2の「選手の前日検査及び当日検査の合格並びに出場適性の確認名簿」（以下「合格者確認名簿」という。）にその旨記入する。

(20.4.1)

### 4 関係委員に対する通報

前日検査の結果について関係委員に通報する。

### 5 選手に対する指示、連絡

前日検査終了後選手に対する指示並びに注意事項の伝達、選手の連絡責任者の決定及び必要に応じて選手代表等との連絡懇談を行うほか、前日検査において注意を要すると認められた選手があったときは、この者に注意を与え事故の未然防止に努める。

(20.4.1)

## 第3節 当日検査

1 実施規則第36条第1項第2号の規定に基づき、前日検査の結果を参照し、医務室等所定の場所において、選手の健康状態の異常の有無を点検する。

(15.3.24)(20.4.1)

- 2 実施規則第35条第3項の規定に該当する選手であって、前日検査が受けられなかった選手については、当日検査の際に出場資格の確認及び前日検査に準じた検査を行わなければならない。

(20.4.1)

- 3 当日検査の合格者に対する合格者確認名簿への記入  
当日検査に合格した選手について、合格者確認名簿にその旨記入する。

(20.4.1)

- 4 関係委員に対する通報  
当日検査の結果について関係委員に通報する。

#### 第4節 出場選手の出場適性の確認

- 1 実施規則第38条の規定に基づき、競走開催各節の初日以降において当日の競走を終了した選手に対して、当日検査の結果等を参照し、出場選手の健康状態その他翌日の出場適性を確認する。

(15.3.24)(20.4.1)

- 2 翌日の出場適性を確認した選手に対する合格者確認名簿への記入  
翌日の出場適性を確認した選手について、合格者確認名簿にその旨を記入する。

(20.4.1)

- 3 関係委員に対する通報  
翌日の出場適性の確認の結果について関係委員に通報する。

### 第3章 競走に出場する選手及び競走車の確定

管理委員は、検車委員と密接な連携を保ち、競走に出場する選手及び競走車の確定に関することをつかさどる。

- 1 競走に出場する選手及び競走車の確定

実施規則第36条第1項第1号に規定する前日検査又は第38条に規定する出場確認の結果に基づいて、競走に出場する選手及び競走車を確定する。

ただし、第2章第1節3において指定時刻に遅れて到着することを承認した選手については、本文の規定によらず確定することができる。

(15.3.24) (20.4.1)

## 2 関係委員に対する通報

競走に出場する選手及び競走車を確定したとき、又は欠場した選手及び競走車があったときは、関係委員に通報する。

# 第4章 出場停止及び出場取消し

(20.4.1)

管理委員は、検車委員と密接な連携を保ち、競走に出場する予定の選手又は競走車の出場停止及び出場取消しに関することをつかさどる。

(20.4.1)

## 1 前日検査における出場停止

前日検査の結果、実施規則第37条の規定に該当する事実があると認めるときは、当該選手が出場する予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

(15.3.24) (20.4.1)

## 2 番組決定後の出場取消し

番組を決定した後に選手が、実施規則第40条の規定に該当する事実があると認めるときは、当該選手の、その競走の出場を取り消す。

なお、出場取消しの事由が疾病又は傷害によるときは、医師の治療に立ち会い、その診断結果に基づいて競走に出場することの可否を決定する。

(15.3.24) (20.4.1)

## 3 当日検査における出場停止

当日検査の結果、実施規則第40条の規定に該当する事実があると認めるときは、当該選手のその競走の出場を停止する。

(20.4.1)

## 4 当日検査後における出場停止

選手が、当日検査に合格した後出場するまでの間に、実施規則第52条の

規定に該当する事実があると認めるときは、当該選手及び競走車のその競走の出場を停止する。

(15.3.24) (20.4.1)

#### 5 構造検査等における出場停止

(1) 構造検査の結果、違反の事実を認めるときは、当該違反に係る選手が出場予定の競走の全部について、その競走の出場を停止する。

(2) 競走前において、構造基準に違反している事実があると認めるときは、当該違反に係る選手のその競走の出場を停止する。

#### 6 関係委員に対する通報

出場停止及び出場取消しとなった選手があったときは、速やかに関係委員に通報する。

(15.3.24) (20.4.1)

## 第5章 競走開催中の競走路の保全

管理委員は、係員を指揮統制して次により競走開催中（前日を含む。）の競走路の保全を行う。

(20.4.1)

#### 1 路面の清掃

競走路の路面に塵芥及び土砂等があるときは、除去に努める。

(20.4.1)

#### 2 オイル等の漏えいの処理

路面にガソリン、オイル等が漏えいしたときは、直ちに除去する。

(20.4.1)

#### 3 応急修理

落車事故等によって路面又は外柵に損傷を生じたときは、施設者に通報して応急修理を行わせる。

(20.4.1)

## 第6章 出場選手の救護

管理委員は、係員を指揮統制して次により出場選手の救護を行う。

### 1 医務員の配置及び病院の指定

選手の負傷又は疾病に対し、応急救護のできるよう競走場内の医務室に、常時、医務員を待機させるとともに、緊急事態に備え医療を依頼する病院をあらかじめ指定しておく。

(20.4.1)

### 2 応急救護

選手が指定練習中、試走中又は競走中の事故等により負傷又は発病したときは、直ちに医務員に応急治療を行わせる。

### 3 指定病院への移送

選手の負傷又は疾病の状況が設備その他の理由で競走場内医務室の治療では不十分又は不可能なときは、直ちに指定病院へ移送して救護の万全を期する。

### 4 宿舎における救護

選手が宿舎で負傷又は発病したときは、指定病院の医師に来診を依頼するか、又は指定病院に移送する等状況に応じた措置を講じ、救護の万全を期する。

### 5 関係委員に対する通報

選手が入場してから出走するまでの間に負傷又は発病したときは、医務員の治療に立ち合いその診断結果に基づき、その競走に出場することの可否を決定して関係委員に通報する。

## 第7章 出場選手の取締り

管理委員は、係員を指揮統制して公正安全な競走の実施を確保するため、次により出場選手の取締りを行う。

## 第1節 競走場における取締り

### 1 選手の立入場所の制限

選手には指定の場所以外に出入りさせない。

### 2 薬物の使用制限

選手には医務員が治療のため必要と認めた薬物以外は使用させない。

### 3 出場選手の服装

実施規則第46条及び第47条に定めるユニホーム、防具を正確に着装させる。

ただし、選手が使用するヘルメットについては、開催各節の前日及び落車直後に別紙2の「ヘルメット検査基準」に基づき検査する。

(20.4.1)

### 4 出場選手の召集及び服装の点検

競走ごとに出場予定時刻の原則として30分前までに選手を召集し、その服装及び防具を厳密に点検して出場前の選手控室に待機させる。

(20.4.1)

### 5 選手紹介直前の再点検

選手紹介の直前には選手の服装を再点検して誤着装の防止に努め、審判委員の合図により競走路に入場させる。

## 第2節 宿舎における取締り

### 1 面会及び外出の制限

選手の面会及び外出その他外部との連絡は、正当な理由があつて、宿舎における選手管理を行う係員（以下「宿舎管理員」という。）が特別に許諾した場合を除いて認めない。

### 2 出走表の発表時期

選手に対する出走表の発表は、関係者に通報した後、出走表の掲示その他の適切な方法により行う。

(20.4.1)

### 第3節 不正の排除及び事故防止

#### 1 観客との接触の遮断及び場内の情報収集

選手と観客との接触を遮断するとともに選手並びに観客の言動及び投票状況に注意し、関係委員と密接な連絡を取ってこれらに関する場内の情報収集に努める。

なお、これらに関する情報を入手し又は異常を感知したときは、直ちに競技委員長に通報するとともに、その内容を調査し適切な措置を講ずる。

#### 2 出場前の選手指導

各競走の出場前には、選手に事故防止等について適切な注意を与える。

#### 3 出場前の選手の動向観察

選手控室等における選手間の動向及び競走に関する談合等に注意する。

#### 4 管理地区への入場制限

管理地区には許可した者以外は入場させない。

#### 5 管理地区に出入することの許可を受けた者に対する取締り

許可を受けて管理地区に出入するすべての者には、車券を購入しないよう指導するとともに、これらの者の選手に関する情報収集を取り締まり、外部との連絡を遮断する。

#### 6 出退場口の整理

競走路への出退場口付近は統制を行い衝突事故等の防止に努める。

#### 7 売店の利用制限

出場選手のための売店は、原則として選手及び執務員以外の者には利用させない。

#### 8 電報、電話等の取扱い

電報は必要にして緊急やむを得ないものに限り認め、直接本人に伝え若しくは発信を取り次ぎ、重要度の低いもの又は不急のものは競走終了後伝達し若しくは発信させる。

電話は必要にして緊急やむを得ないものに限り認めるものとし、その通話には立ち会うこととする。

(20.4.1)

#### 9 その他の措置

競走実施法人は、常に選手の身上、動向を把握することに心がけ、その他

事故防止上必要な措置に努める。

(20.4.1)

## 第4節 附帯する業務

### 1 競走の観察及び出場選手に対する注意等

各競走を観察し選手の競走状況に異常を認めたとき、又は審判委員から通報があったときは、当該選手から事情を聴取し必要に応じ、次の措置を講じて関係委員に通報する。

(20.4.1)

(1) 当該選手に対して注意を与えること。

(2) 始末書を取り戒めること。

(3) その他必要な措置を講ずること。

### 2 出場選手に対する指導

(1) 反則、試走タイムと競走タイムとの関係が不相当と認められた競走、又は危険な走法、競走態度不良等について審判委員から通報があったときは、当該選手に対してその状況を説明して十分注意を与え、又は必要な措置を講ずる。

(2) 選手間で競走上の行為に関して争いがあるとき、又はその気配を察知したときは、関係選手を招致してよく事情を聴取し適切な措置を講ずる。

### 3 選手に対する欠場の措置及び調査

競走の公正安全を阻害するおそれ又は事実があったときは、関係委員と協議し当該選手に注意を与えた上、欠場又は帰郷させその後その事実又は状況を調査する。

### 4 非参加選手の取扱い

当該競走に出場しない選手の取扱いは次による。

(1) 出場中の選手への面会は、必要にしてやむを得ないものに限り立会いの上許可する。

(2) 競走の観覧は、申出があり許可した者に限ることとし、出場選手と完全に遮断された所定の場所で観覧させること。

### 5 諸報告書作成

次の各号に該当する場合は、直ちにそれぞれ報告書を作成して本財団に報

告する。

(20.4.1)

- (1) 紛争事故が発生した場合

事故のてん末を記した事故報告書

- (2) 重大事故が発生した場合

事故発生の経過を記した事故報告書

(20.4.1)

- (3) 制裁審議会が開催された場合

制裁審議会議事録及び制裁審議会結果報告書

## 第8章 出場選手の保護管理

管理委員は、係員を指揮統制して次により出場選手の保護管理を行い、不正を排除するとともに外部の圧力から保護する。

### 第1節 競走場における保護管理

#### 1 選手の掌握

選手を常に完全に掌握し出場指示のあるまで選手控室に待機させる。

#### 2 指定練習

指定練習は次による。

- (1) 練習の時間を指定し、練習中における選手管理を行う係員（以下「練習管理員」という。）の立会いの下に統制ある練習を行わせ、指定練習時間以外の自由練習は認めないこと。

なお、練習管理員は別紙3の「練習管理員服務要領」に基づいて服務する。

(20.4.1)

- (2) 指定練習中は誤解を招くような動作を禁じ、練習をみる観客と応答その他により接触させないこと。

#### 3 競走を終了した選手の取扱い

競走を終了した選手からは、競走用ユニホーム及び防具等を速やかに返還させてその後の競走に支障のないようにし、帰宿又は帰郷時まで選手控室に待機させる。

(20.4.1)

#### 4 競走の観覧

選手が競走を観覧するときは、所定の観覧席において行わせる。

#### 5 最終日の帰郷の時期

最終日の帰郷の時期は、管理委員がその都度定める。

#### 6 附帯する業務

##### (1) 選手控室の環境の整備

選手控室は火災並びに盗難の予防、保健及び衛生に留意するとともに娯楽設備を整備して明朗な環境をつくる。

##### (2) 売店の取締り

出場選手のための売店は、随時点検して清潔、整頓の維持を図るとともに販売品目等を検討して不適當な物品は販売させない。

## 第2節 宿舎における保護管理

#### 1 宿舎

選手は選手宿舎に宿泊させる。

#### 2 宿舎管理員の配置

宿舎には選手の保護安全を図るため宿舎管理員を宿泊させる。

なお、宿舎管理員は別紙4の「宿舎管理員服務要領」に基づいて服務する。

(20.4.1)

#### 3 附帯する業務

##### (1) 宿舎の環境

宿舎は火災並びに盗難の予防、保健及び衛生に留意するとともに選手が十分休養できるよう設備を設け、明朗な雰囲気を保つように努める。

##### (2) 食事献立表の検討

食事献立表は事前に十分に検討して、選手の健康、栄養管理に留意する。

## 第9章 管理業務を行うため必要な器材設備の整備及び保管

管理委員は、係員を指揮統制して次により管理業務を行うため必要な器材設備の整備及び保管を行い業務の円滑化を図る。

### 1 管理関係諸設備の整備

競走場における選手控室、選手観覧席、医務室及び各部門との連絡施設その他宿舎等の管理関係諸設備を点検し、小型自動車競走の開催に支障のないよう整備する。

### 2 管理関係諸器材の整備及び保管

競走用ユニホーム、防具、車番号板及び選手の救護並びに娯楽用具その他管理関係諸器材の整備及び保管を行う。

(20.4.1)

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月19日）

この要領は、公益財団法人JKAの登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

#### 附 則（平成29年7月19日）

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

## 別紙 1

### 出場選手の身体検査要領

出場選手の健康状態の検査（以下「検査」という。）の方法は、この要領によって行う。

（検査の担当者）

- 1 検査は、管理委員の指示により医務員が行う。

（医務員）

- 2 医務員は、次の構成による。

外科医又は内科医	1名
補助員（看護師を含む。）	1名以上

（20.4.1）

（検査の事前調査）

- 3 管理委員は、当該小型自動車競走に参加する前にあった傷病等については事前に医務員に通知する。

（検査の方法及び出場の適否）

- 4 検査は、次の合格基準に基づいて、問診及び聴打診により行い、競走出場の適否を診断する。ただし、必要あるときは更に精密検査を行う。

なお、競走に支障がないと認められたときは、合格とすることができる。

（20.4.1）

〈合格基準〉

- （1）外傷又はこれに起因する障害若しくは疾患のないこと。
- （2）骨の損傷、骨折若しくは関節の損傷又はこれに起因する障害若しくは疾患のないこと。
- （3）内臓諸器官の疾患のないこと。
- （4）伝染性疾患の疑いのないこと。
- （5）熱性又は急性疾状のないこと。

(6) その他競走に出場することが不適と認められる疾患又は障害のないこと。

(管理委員に対する報告)

5 医務員は、検査の結果を管理委員に速やかに報告する。

(記録)

6 医務員は、検査における異常の有無及びその他必要な事項を記録する。

## 別紙 2

### ヘルメット検査基準

#### 1 適用範囲

この基準は実施規則第 4 7 条第 1 号に規定されているヘルメットについて適用する。

(15. 3. 24)

#### 2 検査基準

次の検査項目について目視による外観検査を実施する。

##### (1) 種類及び型式

日本工業規格 ( J I S T 8 1 3 3 : 2 0 0 7 - 2 種 又は、 J I S T 8 1 3 3 : 2 0 1 5 - 2 種 ) の基準に適合するフルフェース型又は S N E L L 規格 ( M 2 0 1 0 又は、 M 2 0 1 5 ) の基準に適合するフルフェース型とする。

(29. 7. 19)

##### (2) 帽体

着用者の頭部によくなじみ、打こん、割れ、ひびのないこと。

##### (3) 衝撃吸収ライナー

着用者の汗、頭髪用油及びガソリン等に浸され、材質変化をしていないこと。

##### (4) 内装クッション

切れなく帽体との縫い合わせは確実であること。

(15. 3. 24) (20. 4. 1)

##### (5) あごひも

ア 切れ、ほぐれ等なく帽体に強固に固定されていること。

イ 止め具にはさび、割れがなく、あごひもへの取付けは確実であること。

(20. 4. 1)

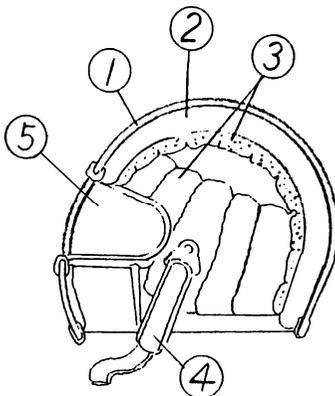
##### (6) シールド又はゴーグル

キズ等がなく、視界が不良でないこと。

(20. 4. 1)

### 3 備考

ヘルメット各部の名称は次のとおりとする。



番号	名称
①	帽体
②	衝撃吸収ライナー
③	内装クッション
④	あごひも
⑤	シールド又はゴーグル

(15. 3. 24) (20. 4. 1)

## 別紙 3

### 練習管理員服務要領

練習管理員は、出場選手の指定練習の万全を期するため出場選手の指定練習に立ち合い、次の事項に重点をおいて執務する。

- 1 競走路に1名以上位置し、選手の練習中の諸状況を観察すること。
- 2 選手の練習状況に不審を認めたとき、又は不審があったと思われるときは、当該選手から事情を聴取して競走上の注意を与えること。
- 3 選手が練習中の落車等により負傷したときは、救護措置を講ずるとともにその程度を確認して関係委員に通報し、競走車が破損したときは、その程度を確認して検車委員に連絡すること。
- 4 練習終了後選手各自に競走車を点検させ、異常があったときは直ちに申出させるとともに申出があったときは、その程度を確認して検車委員に連絡すること。
- 5 練習中の諸事項は、管理委員に報告すること。

## 別紙 4

### 宿舎管理員服務要領

宿舎管理員は、出場選手の宿舎管理の万全を期するため出場選手と同宿し、次の事項に重点をおいて執務する。

- 1 日課時限表並びに諸注意事項を厳守させ、規律保持に努めること。
- 2 選手の体面を汚したり、風紀を乱すようなことのないように注意し、巡回及び点呼を行い異常の有無を確認すること。
- 3 娯楽は、テレビ、ラジオ、囲碁、将棋、卓球等を利用させ、花札、トランプ、麻雀等はさせないこと。
- 4 過度の飲食は自粛させ、特に飲酒はできるだけ慎ませること。
- 5 選手が負傷又は発病したときは、救護措置を講ずること。
- 6 マッサージ師の治療は消灯時限までとし、できれば一定の部屋で行うようにすること。

ただし、その招致は、あらかじめ指定されたマッサージ師に限るものとする。

- 7 薬物は、医務員が治療のため必要と認めた以外は、使用させないこと。

(20.4.1)

- 8 火災並びに盗難の予防及び保健衛生に留意すること。
  - (1) 貴重品はできるだけ預けさせること。
  - (2) 火災が発生したときは、消防署に連絡するとともに選手にその発生を伝え、状況を適確に判断し、選手の連絡責任者の協力を求めて選手を指揮し、消火及び退避等の処置をして競走に支障を来たさぬようにすること。
  - (3) 盗難事故が発生したときは、被害選手から詳細な事情聴取を行い調査の徹底を期すること。
- 9 選手の言動には特に注意し、公德心の高揚を図ること。
- 10 参加選手には「参加選手の宿泊心得」を定めて、これを遵守させること。
- 11 勤務中の重要事項は、宿舎勤務日誌に記載して管理委員に報告すること。

ただし、急を要するときは、その都度管理委員に報告すること。

(様式1)

年 月 日

参加選手受付簿

年度 第 回 県 営第 節 第 日  
市

管理委員

---

受付 時間	登録番号	登録年月日	選手名	備考





## 「参考」

「小型自動車競走の管理の要領」は、日本小型自動車振興会から財団法人 JKA への事業承継に伴い、新規制定された。

本規程集における本要領の改正経緯については、日本小型自動車振興会の「管理の要領」のものを含めて掲載している。

### 管理の要領

昭和37年10月1日（昭和38年1月22日・37重第10631号承認）

- 改正 昭和44年3月1日（昭和44年2月28日・44重第 356号承認）
- ” 同 46年4月1日（同 46年3月30日・46同第 598号同 ）
- ” 同 47年11月1日（同 47年10月31日・47同第 2490号同 ）
- ” 同 49年4月1日（同 49年4月4日・49機第 628号同 ）
- ” 同 49年12月9日（同 50年1月7日・49同第 3083号同 ）
- ” 同 51年4月1日（同 50年4月5日・51同第 576号同 ）
- ” 同 53年5月31日（同 53年5月31日・53同第 1096号同 ）
- ” 同 57年11月1日（同 57年11月1日・57同第 2655号同 ）
- 全面改正 同 59年3月1日（同 59年3月22日・59同第 204号同 ）
- 改正 同 60年10月1日（同 60年10月8日・60同第 2480号同 ）
- ” 平成5年10月1日（平成5年9月29日・5同第 2122号同 ）
- ” 同 13年1月6日（同 12年12月22日・平成12・12・22同第10号認可）
- ” 同 15年4月1日（同 15年3月24日・同 15・03・20製第17号同 ）